

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

平成二十四年七月十日

山口県条例第三十六号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 削除

第三章 指定介護予防訪問入浴介護(第十五条—第十八条の七)

第四章 指定介護予防訪問看護(第十九条—第二十四条)

第五章 指定介護予防訪問リハビリテーション(第二十五条—第二十八条)

第六章 指定介護予防居宅療養管理指導(第二十九条—第三十二条)

第七章 削除

第八章 指定介護予防通所リハビリテーション(第三十九条—第四十二条)

第九章 指定介護予防短期入所生活介護(第四十三条—第四十九条)

第十章 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護(第五十条—第五十二条)

第十一章 指定介護予防短期入所療養介護(第五十三条—第五十七条)

第十二章 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護(第五十八条—第六十条)

第十三章 指定介護予防特定施設入居者生活介護(第六十一条—第六十六条)

第十四章 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(第六十七条—第  
七十一条)

第十五章 指定介護予防福祉用具貸与(第七十二条—第七十六条)

第十六章 指定特定介護予防福祉用具販売(第七十七条—第八十条)

第十七章 共生型介護予防サービス(第八十一条)

第十八章 基準該当介護予防サービス(第八十二条—第八十四条)

第十九章 雑則(第八十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五  
十四条第一項第二号、第百十五条の二第二項第一号(法第百十五条の十一において準用す  
る法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)、第百十五条の二の二第一項並

びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(平三〇条例二二・一部改正)

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第二条 指定介護予防サービス事業者の指定に係る法第百十五条の二第二項第一号(法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人である者とする。

(一般原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村(法第三条第一項の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。)その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(令三条例一三・一部改正)

## 第二章 削除

(平三〇条例三)

第四条から第十四条まで 削除

(平三〇条例三)

## 第三章 指定介護予防訪問入浴介護

(指定介護予防訪問入浴介護の原則)

第十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向

上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第十六条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の看護師又は准看護師及び介護職員(以下「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。))の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十五号。以下「指定居宅サービス等条例」という。)第十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平三〇条例三・一部改正)

(管理者)

第十六条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(平三〇条例三・追加)

(設備)

第十七条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 第十六条第三項の規定は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第十六条第一項」とあるのは「第十七条第一項」と、「第一項」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。

(平三〇条例三・平三〇条例二二・一部改正)

(業務継続計画の策定等)

第十七条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時におけ

る利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(令三条例一三・追加)

(重要事項の説明等)

第十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(平三〇条例三・全改)

(提供拒否の禁止)

第十八条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(平三〇条例三・追加)

(清潔の保持等)

第十八条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態に関する必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平三〇条例三・追加、令三条例一三・一部改正)

(虐待の防止)

第十八条の三の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(令三条例一三・追加)

(秘密を守る義務)

第十八条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(平三〇条例三・追加)

(苦情の処理)

第十八条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(平三〇条例三・追加)

(緊急時の対応)

第十八条の六 介護予防訪問入浴介護従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(平三〇条例三・追加)

(事故発生時の対応)

第十八条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者(介護予防支援事業を行う者をいう。)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

(平三〇条例三・追加)

#### 第四章 指定介護予防訪問看護

(指定介護予防訪問看護の原則)

第十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護(以下「指定介護予防訪問看護」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営

むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(看護師等)

第二十条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者(以下「看護師等」という。)を置かなければならない。

一 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。) 保健師又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

二 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数及び従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。))の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第二十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。))の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、法第七十八条の四第一項の規定により市町が定める条例(以下「市町条例」という。)に規定する基準(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う事業所に置くべき看護職員に係る部分に限る。)を満たすこと(次項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみなされている場合を除く。)をもって、第一項に規定する基準(看護職員に係る部分に限る。)を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。))の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定複合型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町条例に規定する基準(指定複合型サービスの事業を行う事業所に置くべき看護職員に係る部分に限る。)を満たすこと(前項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみな

されている場合を除く。)をもって、同項に規定する基準(看護職員に係る部分に限る。)を満たしているものとみなすことができる。

#### (管理者)

第二十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

- 2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

#### (設備)

第二十二条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事務室に代えて事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることをもって足りるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 第二十条第三項の規定は、指定介護予防訪問看護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十二条第一項又は第二項」と、「第一項」とあるのは「それぞれ第二十二条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(平三〇条例二二・一部改正)

#### (緊急時の対応)

第二十三条 看護師等は、利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を受ける等必要な措置を講じなければならない。

#### (準用)

第二十四条 第十七条の二から第十八条の五まで及び第十八条の七の規定は、指定介護予

防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第十七条の二第二項、第十八条及び第十八条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(平三〇条例三・令三条例一三・一部改正)

## 第五章 指定介護予防訪問リハビリテーション

(指定介護予防訪問リハビリテーションの原則)

第二十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第二十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第二十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平三〇条例二二・一部改正)

(設備)

第二十七条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 前条第三項の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第二十六条第一項」とあるのは「第二十七条第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(平三〇条例二二・一部改正)

(準用)

第二十八条 第十七条の二から第十八条の五まで及び第十八条の七の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第十七条の二第二項、第十八条及び第十八条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(平三〇条例三・令三条例一三・一部改正)

## 第六章 指定介護予防居宅療養管理指導

(指定介護予防居宅療養管理指導の原則)

第二十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(平三〇条例二二・一部改正)

(従業者)

第三十条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者(以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。)を置かなければならない。

- 一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 医師又は歯科医師及び薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士
- 二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師

2 前項各号に定める従業者の員数は、規則で定める。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者(指定居宅サービ

スに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第三十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平三〇条例二二・一部改正)

(設備)

第三十一条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 前条第三項の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(平三〇条例二二・一部改正)

(準用)

第三十二条 第十七条の二から第十八条の五まで及び第十八条の七の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第十七条の二第二項、第十八条及び第十八条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(平三〇条例三・令三条例一三・一部改正)

第七章 削除

(平三〇条例三)

第三十三条から第三十八条まで 削除

(平三〇条例三)

第八章 指定介護予防通所リハビリテーション

(指定介護予防通所リハビリテーションの原則)

第三十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって

利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第四十条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の医師及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」と総称する。)を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第四十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第四十一条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所には、指定介護予防通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 前条第三項の規定は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十七条第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(平三〇条例二二・一部改正)

(非常災害対策)

第四十一条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火器その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を

整備し、これらの体制について定期的に従業員及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。
- 4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。
- 6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項及び第四項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(平三〇条例三・追加、令三条例一三・一部改正)

(衛生管理等)

第四十一条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平三〇条例三・追加)

(準用)

第四十二条 第十七条の二から第十八条の二まで及び第十八条の三の二から第十八条の七までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第十七条の二第二項、第十八条及び第十八条の六中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、同条中「主治の医師又はあらかじめ指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関」とあるのは「主治の医師」と読み替えるものとする。

(平三〇条例三・全改、令三条例一三・一部改正)

## 第九章 指定介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防短期入所生活介護の原則)

第四十三条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(次章に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護を除く。以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第四十四条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「介護予防短期入所生活介護従業者」と総称する。)を置かなければならない。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。))の事業を行う者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。))の数の上限をいう。)が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて利用者の処遇に支障がないときは栄養士を、指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められる場合は医師を置かないことができる。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第五十条第一項及び第三項に規定する基準を満たすことをもって、第一項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平三〇条例三・一部改正)

(設備)

第四十五条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使

用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならぬ。ただし、規則で定める建物にあっては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるほか、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能である場合であつて、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。
- 4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 5 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、養護老人ホーム(同法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院その他規則で定める施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)にあっては、第三項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下「併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能である場合であつて、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項に規定する設備(居室を除く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができる。
- 6 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、第三項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。
- 7 前条第四項の規定は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第五十条第一項及び第三項」とあるのは「第五十一条(第四項及び第七項を除く。)」と、「第一項及び前項」とあるのは「次条(第四項及び第七項を除く。)」と読み替えるものとする。

(平三〇条例二二・一部改正)

(指定介護予防短期入所生活介護の提供)

第四十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある者に対し、指定介護予防短期入所生活介護の提供を行うものとする。

(健康管理)

第四十七条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第四十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(準用)

第四十九条 第十六条の二、第十七条の二から第十八条の二まで、第十八条の三の二から第十八条の七まで、第四十一条の二及び第四十一条の三の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十七条の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第十八条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、「当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始」とあるのは「サービス内容及び利用期間等」と、第十八条の六中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(平三〇条例三・令三条例一三・一部改正)

## 第十章 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の原則)

第五十条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護であって、その事業の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むた

めの場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### (設備)

第五十一条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)には、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるほか、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能な場合であって、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第四十五条(第三項、第四項及び第七項を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第五十一条第一項」と、「居室」とあるのは「ユニット」と、第四十五条第六項中「第三項」とあるのは「第五十一条第一項」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。)」と読み替えるものとする。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定短期入所生活介護であって、その事業の全部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの(以下「ユニット型指定短期入所生活介護」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第五十七条第一項及び同条第三項において準用する指定居宅サービス等条例第五十一条(第三項、第四項及び第七項を除く。)に規定する基準を満たすことをもって、第一項及び前項において準用する第四十五条(第三項、第四項及び第七項を除く。)に規定する基

準を満たしているものとみなすことができる。

(平三〇条例二二・一部改正)

(準用)

第五十二条 前章(第四十三条及び第四十五条を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第五十条第一項」とあるのは、「第五十八条において準用する指定居宅サービス等条例第五十条第一項」と読み替えるものとする。

#### 第十一章 指定介護予防短期入所療養介護

(指定介護予防短期入所療養介護の原則)

第五十三条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(次章に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護を除く。以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第五十四条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士
- 二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- 三 療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介

護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士  
四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業  
所 看護職員又は介護職員

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、  
介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

2 前項各号に定める従業者の員数は、規則で定める。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第六十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平三〇条例二二・一部改正)

(設備)

第五十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。))により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備

三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備

四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 病室、浴室、機能訓練を行うための場所及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)

- 2 前項第四号に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 3 前条第三項の規定は、指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第六十条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(平三〇条例二二・一部改正)

(指定介護予防短期入所療養介護の提供)

第五十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者に対し、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。)において指定介護予防短期入所療養介護の提供を行うものとする。

(平三〇条例三・平三〇条例二二・一部改正)

(準用)

第五十七条 第十七条の二から第十八条の二まで、第十八条の三の二から第十八条の五まで、第十八条の七、第四十一条の二、第四十一条の三及び第四十八条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第十七条の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第十八条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、「当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始」とあるのは「サービスの内容及び利用期間等」と読み替えるものとする。

(平三〇条例三・令三条例一三・一部改正)

## 第十二章 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の原則)

第五十八条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護であって、その事業の全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。))により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅にお

ける生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(設備)

第五十九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)には、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)

二 療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニット、浴室、機能訓練室及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備

三 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

2 前項第二号に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定短期入所療養介護であって、その事業の全部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの(以下「ユニット型指定短期入所療養介護」という。))の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第六十五条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平三〇条例二二・一部改正)

(準用)

第六十条 前章(第五十三条及び第五十五条を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条第三項中「第六十条第一項」とあるのは、「第六十六条において準用する指定居宅サービス等条例第六十条第一項」と読み替えるものとする。

第十三章 指定介護予防特定施設入居者生活介護

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の原則)

第六十一条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(次章に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。以下この章において「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、介護予防特定施設サービス計画(法第八条の二第九項の計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が当該指定介護予防特定施設(特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この章において同じ。)において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(平三〇条例三・一部改正)

(従業者)

第六十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、指定介護予防特定施設ごとに、規則で定める員数の生活相談員、看護師若しくは准看護師又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「介護予防特定施設従業者」と総称する。)を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設の他の職務に従事することができる。

4 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画の作成を担当するのに適当と認められる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の他の職務に従事することができる。

(設備)

第六十三条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であって、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設には、一時介護室(一時的に利用者をして指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備を備えなければなら

い。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができる。

- 4 介護居室(指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。)及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等条例第六十九条第一項から第三項までに規定する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(重要事項の説明等)

第六十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を書面等により締結しなければならない。

(令三条例一三・一部改正)

(提供拒否の禁止)

第六十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

(身体的拘束等の禁止)

第六十五条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。

- 2 第四十八条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者について準用する。

(平三〇条例二二・追加)

(準用)

第六十六条 第十六条の二、第十七条の二、第十八条の三の二から第十八条の七まで、第四十一条の二、第四十一条の三及び第四十七条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十七条の二第二項及び第十八条の六中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読

み替えるものとする。

(平三〇条例三・全改、平三〇条例二二・令三条例一三・一部改正)

#### 第十四章 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の原則)

第六十七条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。))であつて、当該指定介護予防特定施設(特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。)及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者(以下「受託介護予防サービス事業者」という。)により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託介護予防サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(平二七条例一八・一部改正)

(従業者)

第六十八条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、指定介護予防特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する従業者その他の指定介護予防特定施設の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。
- 3 第六十二条第四項の規定は、第一項の計画作成担当者について準用する。

(設備)

第六十九条 指定介護予防特定施設には、居室、浴室、便所及び食堂を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備を備えなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合は、食堂を設けないことができる。

- 2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

- 3 第六十三条第一項及び第二項の規定は、指定介護予防特定施設の建物について準用する。
- 4 第六十三条第五項の規定は、指定介護予防特定施設の設備について準用する。この場合において、同項中「第六十九条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十五条第一項並びに同条第三項において準用する指定居宅サービス等条例第六十九条第一項及び第二項」と、「第一項から第三項まで」とあるのは「第六十九条第一項並びに同条第三項において準用する第六十三条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(平三〇条例二二・一部改正)

(重要事項の説明等)

第七十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所の名称、受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合を除く。)及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を書面等により締結しなければならない。

(令三条例一三・一部改正)

(準用)

第七十一条 第十六条の二、第十七条の二、第十八条の三の二から第十八条の七まで、第四十一条の二、第四十一条の三、第四十八条及び第六十五条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十七条の二第二項及び第十八条の六中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「指定介護予防特定施設の従業者」と読み替えるものとする。

(平三〇条例三・全改、令三条例一三・一部改正)

## 第十五章 指定介護予防福祉用具貸与

(指定介護予防福祉用具貸与の原則)

第七十二条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条の二第十項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与する

ことにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

(平三〇条例三・一部改正)

(福祉用具専門相談員)

第七十三条 指定介護予防福祉用具貸与の事業者を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一 指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業者を行う者をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等条例第七十九条第一項

二 指定特定福祉用具販売事業者(指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」という。)の事業者を行う者をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等条例第八十四条第一項

三 次章に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第七十八条第一項

(設備)

第七十四条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、次条第二項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第八十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(衛生管理等)

第七十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。

3 第十八条の三の規定は、指定介護予防福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(平三〇条例三・一部改正)

(準用)

第七十六条 第十六条の二、第十七条の二から第十八条の二まで、第十八条の三の二から第十八条の五まで及び第十八条の七の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十七条の二第二項及び第十八条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(平三〇条例三・令三条例一三・一部改正)

## 第十六章 指定特定介護予防福祉用具販売

(指定特定介護予防福祉用具販売の原則)

第七十七条 指定介護予防サービスに該当する指定特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定特定介護予防福祉用具(法第八条の二第十一項の規定により厚生労働大臣が定める指定特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、指定特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(平三〇条例三・一部改正)

(福祉用具専門相談員)

第七十八条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所に

において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等条例第八十四条第一項
- 二 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等条例第七十九条第一項
- 三 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第七十三条第一項

#### (設備)

第七十九条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第八十五条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (準用)

第八十条 第十六条の二、第十七条の二から第十八条の五まで及び第十八条の七の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第十七条の二第二項及び第十八条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十八条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(平三〇条例三・令三条例一三・一部改正)

#### 第十七章 共生型介護予防サービス

(平三〇条例二二・追加)

#### (共生型介護予防短期入所生活介護)

第八十一条 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(法第一百五十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。)(以下「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者は、指定短期入所事業者(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十号)第三十条に規定する指定短期入所の事業を行う者をいい、規則で定める者に限る。)であつて、規則で定める基準を満たすものでなければならない。

2 第三章(第十五条、第十六条、第十七条及び第十八条の三を除く。)、第四十一条の二、第四十一条の三、第四十三条及び第四十六条から第四十八条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十七条の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者」と、第十八条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者」と、「当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始」とあるのは「サービスの内容及び利用期間等」と、第十八条の六中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者」と読み替えるものとする。

(平三〇条例二二・追加、令三条例一三・一部改正)

#### 第十八章 基準該当介護予防サービス

(平三〇条例二二・旧第十七章繰下)

##### (基準該当介護予防訪問入浴介護)

第八十二条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業については、第三章(第十六条第三項及び第十七条第二項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第十六条の二中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第十七条第一項中「専用の区画」とあるのは「区画」と読み替えるものとする。

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護(基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービスをいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第九十一条第一項において準用する指定居宅サービス等条例第十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第十六条第一項に規定する基準を、指定居宅サービス等条例第九十一条第一項において読み替えて準用する指定居宅サービス等条例第十七条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第十七条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平三〇条例三・旧第八十二条繰上・一部改正、平三〇条例二一・一部改正、平三〇条例二二・旧第八十一条繰下)

##### (基準該当介護予防短期入所生活介護)

第八十三条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防認知

症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防地域密着型サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

- 2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める員数の生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。
- 3 第四十四条第三項の規定は、前項の機能訓練指導員について準用する。
- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、静養室、面接室及び介護職員室を設けるほか、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能の場合であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。
- 5 第二項に規定する従業者及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 6 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護(基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第九十三条第二項及び同条第三項において準用する指定居宅サービス等条例第五十条第三項に規定する基準を満たすことをもって第二項及び第三項において準用する第四十四条第三項に規定する基準を、指定居宅サービス等条例第九十三条第四項に規定する基準を満たすことをもって第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 7 第九章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十九条において準用する第十六条の二中「常勤の管理者」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

(平二七条例一八・一部改正、平三〇条例三・旧第八十四条繰上・一部改正、平三〇条例二一・一部改正、平三〇条例二二・旧第八十二条繰下)

(基準該当介護予防福祉用具貸与)

第八十四条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。)の事業については、第十五章(第七十三条第二項及び第七十四条第三項を除く。)の規定を準用する。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与(基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービスをいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第九十四条第一項において準用する指定居宅サービス等条例第七十九条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第七十三条第一項に規定する基準を、指定居宅サービス等条例第九十四条第一項において準用する指定居宅サービス等条例第八十条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第七十四条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平三〇条例三・旧第八十五条繰上、平三〇条例二一・一部改正、平三〇条例二二・旧第八十三条繰下)

#### 第十九章 雑則

(平三〇条例二二・旧第十八章繰下)

(規則への委任)

第八十五条 この条例に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の運営及び指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する必要な基準は、規則で定める。

(平三〇条例三・旧第八十六条繰上、平三〇条例二二・旧第八十四条繰下)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(指定介護予防訪問看護に関する経過措置)

2 平成二十五年三月三十一日までの間において、第二十条第四項に規定する市町条例が施行されるまでの間における当該市町に所在する指定介護予防訪問看護事業所において行われる指定介護予防訪問看護の事業についての同条の規定の適用については、同項中「法第七十八条の四第一項の規定により市町が定める条例(以下「市町条例」という。)」とあるのは「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)」と、同条第五項中「市町条例」とあるのは「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」とする。

(一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する経過措置)

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百六号。以下「改正省令」という。)附則第八条第一項

の規定によりなお従前の例によることができることとされる一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第七項までの規定によることができる。

- 4 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われる指定介護予防短期入所生活介護(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護」という。)の原則は、ユニット(第五十条に規定するユニットをいう。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(次項において「ユニット部分」という。)にあつては同条に、それ以外の部分にあつては第四十三条に定めるところによる。
- 5 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備は、ユニット部分にあつては第五十一条に、それ以外の部分にあつては第四十五条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 6 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者(改正省令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることができることとされる一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われる指定短期入所生活介護(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例附則第七項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 7 第九章(第四十三条及び第四十五条を除く。)の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。  
(一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する経過措置)
- 8 改正省令附則第八条第二項の規定によりなお従前の例によることができることとされる一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十二項までの規定によることができる。
- 9 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われる指定介護予防短期入所療養介護(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護」という。)の原則は、ユニット(第五十八条に規定するユニットをいう。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあつては同条に、それ以外の部分にあつては第五十三条に定めるところによる。
- 10 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備は、ユニット部分にあつ

ては第五十九条に、それ以外の部分にあつては第五十五条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

11 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者(改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることができることとされる一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において行われる指定短期入所療養介護(以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例附則第十二項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

12 第十一章(第五十三条及び第五十五条を除く。)の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

(医療機関併設型指定介護予防特定施設に関する経過措置)

13 第六十二条第一項の規定にかかわらず、一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)には、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、機能訓練指導員を置かないことができる。

(平三〇条例二二・追加)

14 第六十三条第三項及び第六十九条第一項の規定にかかわらず、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、

当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設には、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(平三〇条例二二・追加)

附 則(平成二七年条例第一八号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第二四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(指定介護予防通所介護に関する経過措置)
- 2 平成二十九年三月三十一日までの間において、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第三十四条第四項の市町条例(指定地域密着型通所介護に係る部分に限る。)が施行されるまでの間における当該市町に所在する指定介護予防通所介護事業所において行われる指定介護予防通所介護の事業についての同項の規定の適用については、同項中「市町条例」とあるのは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)」とする。
- 3 平成二十九年三月三十一日までの間において、改正後の条例第三十五条第四項において読み替えて準用する改正後の条例第三十四条第四項に規定する市町条例(指定地域密着型通所介護に係る部分に限る。)が施行されるまでの間における当該市町に所在する指定介護予防通所介護事業所において行われる指定介護予防通所介護の事業についての改正後の条例第三十五条第四項の規定の適用については、同項中「法第七十八条の四第二項の規定により市町が定める条例」とあるのは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)」とする。

附 則(平成三〇年条例第三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条中指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第六十一条、第七十二条及び第七

十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第二一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十七条第二項、第二十二條第三項、第三十一条第二項、第四十一条第三項、第四十五条第七項、第五十一条第三項、第五十五条第三項及び第六十九条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものを含むものに限る。)の事業を行う者については、平成三十年九月三十日までの間は、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第二十九条、第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和三年条例第一三号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

-----  
[次の条例は、未施行]

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(抄)

令和三年三月十六日  
山口県条例第十三号

第二条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十七条の二第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第十八条の三第三項、第十八条の三の二及び第四十一条の三第二項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。